

名古屋北部民商ニュース

発行：2025年3月17(月) No.610

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8114

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

困っている業者に民商の存在を知らせよう！！

常任理事会で拡大×について話し合う

3月4日に開いた常任理事会では、この間の入会者の状況を報告。会員の紹介が拡大に結び付いた例が多くありましたが、ネットを見た、ポストに入っていたリーフレットを見たで電話で問い合わせがあったことを話すと、この間ビラ配りで奮闘してきた役員は大喜び。しかも、「瓢箪山の近くのマンションの住人」だと分かったと「それは僕かな」「いや、山口さんじゃない？」「山口さんは、前回は配ったところから入会があったし、なにか（運を）持ってるね」と笑い合いました。同時に、退会者についても報告。廃業や、会費が未収の人のほかに、「事業が軌道に乗ってきて余裕ができたので税理士にかわりたい」という若手の会員のことも報告。その会員は、支部の懇親会にも来ていた人だったので、役員のみなさんは一様にショックを受けた様子。「廃業での退会は仕方ないが、困りごとだけお世話になりたいということでは・・・」「事務局との関係だけでなく会員同士のつながりが必要だ」などと話し合いました。また、商工新聞拡大についても、この間の成果を出し合いました。小塩会長は、長年通っている花屋さんに商工新聞を拡大。「僕の好きな花が売っている花屋さんで、いろいろ話すようになり、民商のことを知ってほしいから取って」と承諾してくれた」と話しました。

小塩会長は「商工新聞を増やすのはむずかしい」と言いながらも、秋以降3人の読者を増やしています。

2月末には前田婦人部長が1部、3月に入って安藤さんが行きつけのカラオケ喫茶で店主と会社経営の常連客に商工新



新しい相談者がつぎつぎと

3.13行動寸前の3月10日、小牧民商に知り合いがいる、守山区のSさん（内装業）から、電話がありました。

昨年中に、独立開業したものの、確定申告が全く分からず、「（申告主の）主人が携帯で申告するって、言っているんですが、操作も今いち不安で・・・」と切実な電話が。申告にむけての資料の用意するものや、3月17日までに提出・納付をすればよいことも伝え、励ましながら、12日の夕方に来てもらうことに。



また、北区の解体業の法人を営む女性から「コロナのときの業績不振が響いて保険料を滞納している」「社会保険事務所から呼び出しを受け、困っている」と電話があり、14日の午後に来てもらうことになっています。

さらに、「ポストに民商のリーフレットが入っていた」と電話が。「民商ってどういうところなんですか」「今までは税理士に

3月の出張法律相談

日時 3月26日(水)午後2時～4時

場所 名古屋北部民商事務所3階

<担当>伊藤欣也弁護士（名古屋北法律事務所・ちくさ事務所）

*相談を希望される方は、民商までご連絡ください